

番号：190046

国名：ミャンマー

担当：社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム

案件名：道路橋梁点検維持管理技術プロジェクト詳細計画策定調査（道路橋梁維持管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：道路橋梁維持管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年5月上旬から2019年7月上旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 0.6M/M、現地 0.47M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	14日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年4月22日(月)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	道路橋梁維持管理にかかる各種調査
対象国/類似地域	ミャンマー/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ミャンマーは2011年の民主化・市場経済化以降、堅調な経済成長を続けており、それに並行する形で、インフラの整備が急速に進められてきている。経済インフラの中でも特に社会的基盤となる道路・橋梁についても、同国建設省によって主要な道路・橋梁の多くが建設され、その規模はミャンマー全国で、道路は総延長約140,910km（2015年時点、建設省道路局統計。この内、建設省管轄は約40,573km）、橋梁は3,297橋（2016年時点、建設省橋梁局統計）に上る。同時に、近年では、過去に建設された道路・橋梁の老朽化が進んでいるが、その反面、維持管理予算は道路局（年間約36億円、2018年国交省調査）及び橋梁局（年間約11億円、同左）共に横ばい傾向であり、予防保全を含む適切な維持管理による安全性の確保や、効率的な維持管理によるコストの最適化が喫緊の課題となっている。

2018年4月には、ミャンマー南部に所在するミヤウンミヤ橋が崩落し、老朽化や維持管理不足に起因する実際の被害の発生を受け、建設省においても維持管理の重要性が再認識されることとなった。しかしながら、これまでのミャンマーでは、主に新規の道路・橋梁の建設に注力してきており、維持管理に精通した人材の不足、及び効率的な維持管理手法・技術の欠如が顕著である。我が国の対ミャンマー協力においても、1979-1985年に実施した技術協力「橋梁技術訓練センター（BETC）プロジェクト」を筆頭に、ミャンマー側のニーズに合わせる形で建設段階における技術移転を中心に協力を行ってきており、これまで維持管理に焦点を当てた技術移転は行われてきていない。他方、直近の建設省向け技術協力プロジェクト「道路橋梁技術能力強化プロジェクト（2016-2019）」では、施工監理（品質・安全管理等）における技術基準や業務フローの策定を中心とした協力により、建設時の初期品質を高める活動を行うとともに、将来の維持管理に資する橋梁諸元、施工情報等の蓄積を目的とした橋梁データベースの構築が行われてきた。本プロジェクトでは、これらの成果を活用し、維持管理を実施することが期待されている。

こうした背景の下、道路・橋梁の維持管理において長年蓄積してきた知見を有し、内閣府の主導する府省庁横断的取り組みであるSIP（戦略的イノベーション創造プログラム）による研究開発を筆頭に、道路アセットマネジメント技術にかかる先進的な取り組みを行っている我が国による協力が強く要望されている状況である。

本詳細計画策定調査は、上記要請に基づき、ミャンマー側関係機関と協議の上、協力コンポーネントの策定を行うものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年5月上旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ミャンマー国建設省（C/P機関。以下「MOC」）等に対する質問票（案）（英文）、協議説明資料（案）（和文）を作成する。質問票はミャンマー事務所を通じて事前配布を行う。
- ②プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案等の担当分野関連部分を検討する。
- ③対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2019年5月中旬～5月下旬）

- ①JICAミャンマー事務所との打合せに参加する。
- ②ミャンマー側関係機関（MOC他）との協議及び現地調査に参加する。
- ③ミャンマー事務所を通じてあらかじめ配布した質問票の回収に協力し、分析し、分析結果を団内で共有する。
- ④ミャンマーの道路橋梁維持管理について、以下の情報・資料を収集する。

- ア) 道路橋梁維持管理計画・予算計画の現状
- イ) 道路橋梁維持管理サイクル・フロー（PDCA）の現状
- ウ) 道路橋梁維持管理手法（点検・診断・補修・記録）の現状
- ⑤ミャンマー側から得た回答等により、担当分野に関する以下の項目について、現状及び課題を確認する。
 - ア) 道路橋梁維持管理計画・予算計画策定における課題
 - イ) 道路橋梁維持管理に係る関係機関（特にMOC）の組織体制・保有機材・運用状況・権限・役割・意思決定プロセス
 - ウ) 関係機関の役割・責任（地方事務所、訓練センター）
 - エ) 道路橋梁維持管理サイクル・フロー（PDCA）に係る規定・基準
 - オ) 具体的な道路橋梁維持管理手法（点検・診断・補修・記録）
 - カ) 他ドナー（ADB等）による協力と本案件との関連性
- ⑥ミャンマーの道路橋梁維持管理運営能力強化に向けた以下の施策・活動について他の団員と協力の上、検討を行う。
 - ア) 短・中・長期の道路橋梁維持管理計画・予算計画の策定
 - イ) 基準となる道路橋梁維持管理サイクル・フロー（PDCA）の策定
 - ウ) 道路橋梁維持管理手法（点検・診断・補修・記録）の改善
- ⑦プロジェクトの基本計画の検討に際し、担当分野に係るPDM案（和文、英文）等の作成に協力する。
- ⑧MOC他との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D）（案）（英文）及びミニッツ（M/M）（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑨担当分野に係る現地調査結果を団内に共有し、JICAミャンマー事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019年5月下旬～6月下旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文）作成に協力する。
- ②収集資料の整理・分析（収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ等）を行う。
- ③帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書（和文）
 - 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、2019年6月24日（月）までに電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
 - 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。航空便経路は成田/羽田（日本）—ネピドー（ミャンマー）間の経済性及び利便性を考慮した路線を選択すること。
- (2) 直接人件費単価
 - 本業務における直接人件費単価は、2019年度単価を上限とする。
<https://www.jica.go.jp/announce/information/20190306.html>

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ①現地業務日程

現地派遣期間は、2019年5月17日～5月30日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者および他のコンサルタント団員のみで現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 点検・モニタリング技術 (大学教授)
- エ) 道路橋梁維持管理 (コンサルタント・本公示)
- オ) 評価分析 (コンサルタント・別公示)

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
調査行程によっては、JICAが現地で備上 (英語/日本語⇄ミャンマー語) する事を検討します。
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール:
 - ・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文: 以下の同意文を含めてください。
「標記資料その他配布資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。

① 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行う
こととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当
者に速やかに相談してください。

- ② 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用
し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定してい
ます。